

「論点④：【15・24条】所得保障等（年金，諸手当，経済的負担の軽減等）について」

「論点⑤：【18・19条④】就労施策に関するその他の事項について（自営業・起業への支援等）」

に関する委員意見

○伊藤 たてお委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言 1

難病患者・長期慢性疾患患者にも障害者雇用率の適用を拡大するべきである。

理由 1

雇用率の適用なしでは就労支援の実質的な拡大は相当に困難である。

提言 2

難病・長期慢性疾患患者を就労支援各事業の対象とするべきである。

理由 2

難病・長期慢性疾患患者を除外する根拠はないものと思う。むしろ幼少時よりの闘病や成人になってからの発病によって退職を余儀なくされ、かつ様々な障害や病状の改善の困難をきたしている患者への就労支援は、様々な形態でも行われるべきである。

提言 3

難病患者に限らず採用試験にあたっては、健康診断書の提出を義務付けていないことを周知するべきである。

理由 3

疾病を持っていても就労可能な難病患者・長期慢性疾患患者は多いが、採用時の健康診断で予断を持って不採用となっている事例が多い。また幼児期などからの患者は、成人するにしたがって就労が可能な状態になっているにもかかわらず

ならず、健康診断だけで不採用となる事例も少なくない。さらに成人後の疾病によって離職した患者は、その空白期の指摘もあり、就労を困難にしている。

提言 4

病気による休職期間の延長を普及させるべきである。

理由 4

現時点では公務員及び教職員については結核などごく少数の疾患に限り、休職期間が一般の疾病より延長されている。(ただし実際の運用はかなり形骸化されているが。)これらの措置を一般企業においても適用されるよう法改正あるいは行政指導を行い一般に普及されれば、安心して療養を行いより完治に近い状態での職場復帰が可能となる。

提言 5

罹患を理由に退職を強要してはならない。

理由 5

「難病」という診断を理由として、疾患の程度や就労に対する影響も考慮せずに、退職を強要される事例が後を絶たない。病気の治療や療養生活の困難、介護の困難に加えて、経済的な困難に直面する患者・家族の状況は悲惨といっても過言ではない。病気あるいは難病という診断を受けたことだけを理由とした退職の強要や、体力に見合わない職場への配置転換などの嫌がらせによる自主退職への誘導をさせないための行政指導や法的措置等が必要である。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

3. 収集すべきデータとその手法(計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば)

○小川 浩委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言2 (再掲)

施策の基本的方向の中で、障害のある人の雇用・就業において、可能な限りインクルーシブな環境に配慮すべきことを述べる必要がある。

理由2 (再掲)

障害者権利条約においてもインクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境の必要性が述べられており、施策の基本方針の中で、改めてインクルーシブな職場環境の重要性について触れておく必要がある。これは、重度障害のある人の雇用のために、仕事の集約や環境整備などの積極的是正措置を行うことを否定するものではないが、通常の職場で働くことができる人は通常の職場で働けるように支援し、また積極的是正措置を取る場合においても、個々の事業所において可能な範囲でインクルージョンへの配慮を求めていくことが必要と思われる。

提言3 (再掲)

連携に関わる視点の中で、障害者雇用施策とその他の多様な雇用施策との連携を含める必要がある。

理由3 (再掲)

今後、精神障害や発達障害のある人の就労ニーズが高まることが予想される中、診断を受けていても手帳の取得を希望しない方、及び診断を受けていなくても精神障害や発達障害に起因して職業的困難を抱える人たちの支援が重要となる。障害者雇用施策、障害者福祉施策の他、若年者雇用対策や一般職業能力開発など、様々な分野との連携が必要である

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

○勝又 幸子委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言1 (再掲)

障害者権利条約の批准を踏まえて、「他との平等」を基本とする基本計画でなければならない。

理由1 (再掲)

国民一般の働き方は多様になっており、就労分野では若年者の就労困難や、非正規労働者の待遇が問題になっている。所得保障では、生活保護受給者の急増が問題になっている。そのような社会状況にあって、障害者だけの議論はできない。障害者以外の者との平等を念頭においた計画でなければならない。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

追加提言1

障害者優先調達推進法（平成25年4月施行、以下推進法）を実効性あるものとするために新基本計画においてできる限り具体策を書きこむこと。

追加理由1

推進法によると、厚労省は基本方針及び調達方針の策定を行わなければならないことになっています。（注）方針策定前に、推進法の実効性が担保されるように、受注側としての障害者と発注側の官公庁等の間で、意見交換を行うべきです。

（注）厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと（第3項関係）。

引用元：「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の公布について（通知）」（平成24年6月27日社援発0627第2号厚生労働省社会・援護局長通知）。

追加提言2

推進法が、施設のみならず在宅就労者（自営業）にも適用され、そこには役務の調達も含むことの確認。

追加理由2

いわゆる自営業（雇用されていない）の障害者であって、自宅等において物

品の製造や役務の提供等を行う場合は、在宅就業障害者に含まれるとの見解を障害雇用対策課から得ているが、これが官公庁等にあつて周知される必要がある。役務の調達について随意契約の対象になるよう予算決算及び会計令を速やかに改正することを財務省に促す必要がある。

＜以下引用：厚労省事務連絡平成24年7月3日＞

Q9. 法の施行に併せ、障害者就労施設等からの物品等の調達の取扱について見直す予定はありますか。

A9. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号では、随意契約の対象として、「都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき」が規定されていますが、平成24年4月18日の衆議院厚生労働委員会の審議において、財務省から、法が公布・施行ということになれば、これを契機として役務の調達も随意契約の対象となるように、改正に向けて前向きに検討していきたい旨が答弁されており、今後、財務省と調整していく予定です。

追加提言3

推進法が「工賃向上計画」に位置づけられている「共同受注窓口」を実効上適用対象とできるように、厚労省の策定する基本方針・調達方針において鋭意検討すること。

追加理由3

推進法は、就労支援A型、B型、在宅就業障害者等、広く適用されることになっているが、共同受注窓口が小規模の事業者や個人に代わって受注することで、より実効性のある優先調達が可能になる。しかし、共同受注窓口そのものは、法令上の定義を持った概念ではないことから、その扱いについて形式的に不可とされることを危惧する。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

提言1（再掲）

基本計画の中で、障害者政策の効果を監視するために、障害のある者と無い者の状況の違いを継続的に監視する仕組みとして、既存の基幹統計調査（注1）における、障害のある者の抽出を可能にする設問の追加を実現させる。

具体的な方法としては、内閣府が所管する統計委員会において、現行基本計画の見直し議論（現行計画は平成21年3月閣議決定、5年ごとの見直し）において、障害者政策へのフィードバック方法の検討が行われるようにする。

理由1（再掲）

障害者のおかれた状況を国民一般との比較で明らかにすることは、就労分野や所得保障・経済負担軽減分野など、生活者としての障害者の状況を把握するために重要だが、日本にはそのような統計調査は存在しない。

ヨーロッパやオーストラリアなどにおいて、家計調査（注2）において特定の設問を入れており、OECDが2004年にまとめた国際比較報告に掲載されている。

（注1）基幹統計調査とは統計法によって定められた調査票の回収による調査をあらわす。例えば、全国消費実態調査（総務省）労働力調査（総務省）国民生活基礎調査（厚労省）などが指定されている。

（注2）欧州共同体家計研究パネルデータ（ECHP）では、「あなたは、慢性的な心身の健康問題、病気、障害をもちますか」と、「あなたは、その慢性的な心身の健康問題、病気、障害によって、あなたの日常活動が制限されていますか」という、二つの質問が用いられている。

提言2（再掲）

これまでの基本計画の進捗状況報告について、また、障害者政策の行政評価報告についても、評価の評価（メタ評価）を行う。

理由2（再掲）

9月10日小委員会資料2「障害者基本計画の推進状況」は推進状況を担当部局が報告するにとどまり、これに対して政策の評価を加えることは難しい。しかし、このような方法は、障害者政策に限らず、男女共同参画等、さまざまな分野で同様に行われている。政策評価が改善や推進につながるためには、評価方法そのものの見直しが必要である。近年内閣府において行政評価において、各府省における政策評価の実施状況等や政策評価結果の予算要求等への反映状況を報告（注）しているが、厚生労働省において「障害者政策」もこの評価の

対象にすることが必要だと考える。そうすることで、今後障害者政策の監視をどのように改善していくべきかを考える契機となるだろう。

(注)平成23年度評価については以下に省庁別に掲載。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html

追加提言1

障害者施策の進捗状況の評価・検証するための、指標作りを行うこと。指標作りには、諸外国の例(注)を参考にすること。

追加理由1

継続的な監視・評価に耐えられる指標の開発は政策評価には不可欠。

(注)「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」(韓国保健福祉家庭部)2009年刊行(翻訳あり)などが参考になる。

追加提言2

障害当事者と非障害者双方の障害者に対する意識調査を定期的に行うこと。調査の目的に啓発を加える。調査対象障害当事者はより調査が困難な者も対象にできるように計画する。(例:訪問聞きとり調査の導入等)

追加理由2

障害者と非障害者の双方に障害を理由とした人権侵害の防止について理解を高めてもらう必要がある。意識調査の実施と結果の公表を定期的におこなうことで、国民一般の理解を高めていくことができる。

○門川 紳一郎委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言2 (再掲)

障害者の能力と特性に応じた職域の拡大と同時に、職業あっせん所における専門相談員の配置と関係機関との連携強化

理由2 (再掲)

ハローワーク等を訪れる障害者の中には、障害の特性を理解されないために相談の段階で職業のあっせんを断られるという事例があるため。幅広く障害者や障害種別についての知識と理解を有した相談員を配置し、また関係機関との情報交換を密に行うことによって、障害者の就職率アップにつながると考える。

3. 収集すべきデータとその手法 (計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば)

○叶 義文委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言2 (再掲)

- 労働施策と福祉施策をはじめとする関係施策の緊密な連携を図ること。

理由2 (再掲)

障害者の就労支援においては、労働施策と福祉施策を一体的に展開するシームレスな支援体制の構築が必要である。両施策、またそこに位置づけられる各機関の緊密な連携と整合性が図られるべきである。加えて、所得保障、教育、住まい、地域社会への参加、文化娯楽の機会への参加など、障害者の「働く・くらす」を支える関係施策が連携されることで、他の者と平等に「働く・くらす」ことが可能となる。

提言5

- 地域において自立した生活を営むために必要な所得の保障、経済的負担の軽減を図ること。
- とりわけ、「住まいの場」の確保等にかかる支援策を講じること。

理由5

障害者の地域における自立生活と社会参加には、雇用の促進と、福祉的就労における賃金・工賃の引き上げに加え十分な所得の保障が不可欠であり、障害基礎年金をはじめ、各種年金・手当の拡充が必要である。とりわけ、一般住宅、グループホーム等の「住まいの場」の確保にかかる経済的負担が大きいことから、家賃や住宅改修費の補助、公営住宅・民間住宅の活用等の施策が重点的に講じられるべきである。なお、セーフティネットとしての施設入所支援については、個室化など居住環境の改善が図られる必要がある。

提言6 (再掲)

- 利用者負担の改善を図ること。

理由6 (再掲)

ILO基準では、障害者は職業リハビリテーションを無料で受ける資格があるとされている中、わが国の就労支援事業においては利用者負担が生じている。また、利用者負担の基準が本人ではなく世帯の収入状況となっていることなどの課題もある。こうした課題を解決し、負担の軽減を図ることは、障害者の所

得の保障につながる。

提言 7

- 良質なサービス提供に向けた人材の確保・養成を図ること。

理由 7

報酬の大半は人件費等の固定費に充てられている。良質なサービス提供に向けた人材の確保には、報酬を原則月払いとするなどの対策が必要である。そのためには、障害関係予算の飛躍的な増額が欠かせない。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言 1 (再掲)

- 福祉的就労における賃金・工賃の引き上げを図るため、仕事（官公需・民需）の確保策を講じること。とりわけ、以下に重点的に取り組むこと。
 - ① 「優先調達推進法」の有効な運用を図ること。
 - ② 「共同受注窓口」の全国的な整備を図ること。
 - ③ 工賃向上計画支援事業の推進を図ること。
 - ④ 東日本大震災被災地において、重点的な事業振興策を講じること。

理由 1 (再掲)

福祉的就労、特に就労継続支援B型事業における工賃の引き上げに向けては、事業者の積極的な取組とあいまって、仕事の確保にかかる公的な支援策が不可欠である。

- ① 「優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の成立により、国等が障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する責務や、公契約において障害者の就業を促進するための措置などが定められた。本法の目的が達成されるよう、有効な取組を図る必要がある。
- ② 「優先調達推進法」において、障害者就労施設等が共同するなどにより、物品等の情報提供、質の向上と供給の円滑化に努めることが定められたことにも鑑み、官公需等の受発注の調整等を行う「共同受注窓口」の機能強化は重要となる。
- ③ 前身である工賃倍増 5 か年計画支援事業の推進は、現行の重点施策実施 5 か年計画にも位置づけられているが、現在、平成 24～26 年度の 3 か年で実施

となっている工賃向上計画支援事業についても、工賃水準の引き上げに向けて不可欠な取組として、拡充が図られるべきである。

- ④ 未曾有の大災害からの復興には長い年月を要する。被災した就労支援事業所が被災前の活動を取り戻せるよう、被災地における障害者就労支援事業所の活動支援にかかる国庫補助事業の継続・拡大や、被災地の産業の復興に向けた取り組みなど、事業振興を図る必要がある。

提言 2（再掲）

- 障害者総合支援法施行後 3 年を目途に行われる就労支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討の充実を図ること。

理由 2（再掲）

障害者総合支援法では、法の施行後 3 年を目途として、障害者の就労の支援等の障害福祉サービスの在り方や、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方などについて検討することとされている。今後の検討においては、「骨格提言」、働く障害者の実態を踏まえ、障害者の幅広いニーズ、またそれを支える多様な関係者の意見が反映されることが求められる。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

提言 2（再掲）

- 最低賃金減額特例の適用の状況（減額率の判断基準、一般就労と就労継続支援 A 型事業における状況など）

理由 2（再掲）

最低賃金の減額率の全国的な状況については、平成 24 年 3 月 6 日開催の厚生労働省「地域の就労支援の在り方に関する研究会」（第 5 回）において資料が示され、最低賃金の 80.1～90%の減額も 8 件(全体比 0.2%)許可されている状況が判明したが、それ以上の詳細なデータ、状況は明らかになっていない。特に、各都道府県における減額率の判断基準がどのようになっているのか、本制度が全国共通の仕組みとなりうるのか、客観性、透明性をもって運用されているのかについては、雇用の質の向上や今後の就労支援の在り方を考えるにあたり、十分な検証がなされるべきである。

○川崎 洋子委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言1 (再掲)

対象者は改正障害者基本法の障害者の定義に基づくものとする。

理由1 (再掲)

現行法では、身体障害者、知的障害者、発達障害者を含む精神障害者となっているが、難病に対しても適切な施策が必要である。

提言2 (再掲)

障害種別による制度間の格差を是正する。

理由2 (再掲)

現行法は、主に身体障害者、知的障害者を対象としているものが多く、精神障害者への適切な対応になっていない。3障害が横並びで同じ制度を利用できることが必要で、今回は難病への対応も不可欠である。

提言4

制度適応の地域間格差をなくす。

理由4

諸手当などにおいては、都道府県、各自治体で格差が生じている。身体、知的障害者に対象となっている手当等や公共交通料金、公共施設等の利用料の軽減、医療費の軽減策を精神障害者も対象とすべきである。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言2 (3のみ再掲)

1. 無年金者への更なる救済策を講じる。
2. 住宅の確保。
3. 職域の拡充。

理由2 (3のみ再掲)

1. 精神障害者には、初診日問題などから年金を受給されていない人が多い。身体、知的障害者に適用されている諸手当等を精神障害者も対象とすべきである。
2. 地域生活をする上で、住宅の確保は基盤となる。入院患者が退院できない、

家族との同居から独り立ちできないなど、住まいの確保ができない状態から生じている。家賃補助や公的保証人制度の充実など、支援策が必要である。

3. 精神障害者は清掃の仕事にかかわっている人が多いが、さまざまな能力をもっている人も多く、その人ができることを伸ばせるような職場開拓が必要である。

提言3

1. 医療費の軽減策

自立支援医療の入院費の軽減、身体、知的障害者に適用されている医療費軽減策を、精神障害者にも適用する。

2. 公共交通、公共施設の利用料を身体、知的障害者と同様に精神障害者も対象とする。

理由3

1. 精神障害者は一生、医療との関わりが必要であり、入院を必要とする場合もあるが、入院費が支払えないために入院しないでいることは、避けなくてはならないことである。病状の悪化を防ぎ、回復のためには入院費の軽減、保障はあってしかるべきである。

2. 一月に2回から4回の通院には、交通費の負担は大きく、医療中断の原因にもなりかねない。また、社会活動を行うための交通費や公共施設の利用料も身体、知的障害者と同様に精神障害者も対象としていただきたい。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

提言2（再掲）

障害別就労所得のデータ

理由2（再掲）

障害別所得水準の把握と対策

○菊池 馨実委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言1 (再掲)

障害者の生活保障との視点から就労と所得保障を包括的に捉える。

理由1 (再掲)

一般就労の拡大・支援策を講じることは第一義的に極めて重要である。その際、様々な障害種別・程度に応じたきめ細かい施策であることが求められる。ただし、合理的配慮義務の下で無制限に一般就労が義務付けられることにはならないこと、一般就労が障害者本人にかえって過重負荷を強いることがあり得ること等を勘案すれば、福祉的就労や所得保障の整備・充実などを含め、障害者の経済面における生活を全体としてどう図るべきか（保障すべきか）という視点が欠かせない。その際の所得保障施策は、提言2の視点を踏まえる必要がある。賃金補填に関しては、労働市場法制との兼ね合いもあり、基本的には所得保障（社会保障）法制の充実という面から配慮すべきである。

提言2 (再掲)

障害者施策と社会保障制度との接合を意識した政策体系を構築する。

理由2 (再掲)

社会保障・税一体改革の議論を通じ、障害者施策についてはほとんど触れられず、社会保障制度改革推進法でも言及がない。しかし、一体改革の議論の中でも強く意識されたように、税財源の捻出に限界がある中であっては、社会保障制度の一環としての障害者に係る所得保障（及び医療・福祉等のサービス保障）政策体系の構築（つまり社会保障制度全体との整合性の確保）という視点を持たなければ、将来的に税財源を基盤とする障害者施策が孤立しかねない。

提言3 (再掲)

低所得者対策の中での位置づけを明確にする。

理由3 (再掲)

現実に少なくない障害者（世帯）が低所得の生活状況におかれていることから、生活保護制度改革やいわゆる第二のセーフティネット対策など、低所得者対策が今後ともわが国の重要課題であり続けることが予想される中であって、様々な種別・程度に及ぶ障害者施策の視点をこれらの対策等のなかに組み込ん

でいくことが必要である。こうした中で、たとえば住宅手当の恒久的制度化や基礎年金の給付水準引上げに係る議論などを、提言2の視点も踏まえつつ展開する必要がある。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

○佐藤 久夫委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言6

障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、とくにその水準について、障害者権利条約の要請を考慮しつつ検討する。

理由6

推進会議の第一次意見であり閣議決定事項（いずれも2010年6月）の内容である。

提言7

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）の附則において、給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討規定が設けられており、この法律附則の検討規定に基づき検討すべきである。

理由7

推進会議の第一次意見であり閣議決定事項（いずれも2010年6月）の内容である。

提言8

民間賃貸住宅の一定割合を公営住宅として借り上げること、一定規模以上の民間賃貸住宅には障害者に配慮した住宅の設置を義務付けこれに公的補助を行うこと等、民間賃貸住宅への入居を進めるために必要な施策を講じる。

理由8

推進会議の第一次意見および閣議決定（いずれも2010年6月）で「障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。」とされた。本提言は総合福祉部会の結論（骨格提言）の一部である。

提言9

定員を4~5名とするグループホームは、一般の住居として扱い、建築基準法等による用途変更や防火壁等の工事を必要とする等の現在の厳しい運用を見直す。

理由 9

推進会議の第一次意見および閣議決定（いずれも2010年6月）で「障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。」とされた。本提言は総合福祉部会の結論（骨格提言）の一部である。

提言 10

民間住宅を障害者のためのグループホーム等として運用する事業者に対する税制の優遇（不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の減額もしくは免除）を設けるとともに、住居提供者に対する経済的支援策や優遇策を講じる。

理由 10

推進会議の第一次意見および閣議決定（いずれも2010年6月）で「障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。」とされた。本提言は総合福祉部会の結論（骨格提言）の一部である。

提言 11

一般住宅に住む障害者への経済的支援について、家賃補助や住宅手当の創設等を含め、関係する省庁による連携の下、検討を進める。

理由 11

推進会議の第一次意見および閣議決定（いずれも2010年6月）で「障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。」とされた。本提言は総合福祉部会の結論（骨格提言）の一部である。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の

評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば)

提言 1 (再掲)

障害当事者の所得状況に関する実態調査の実施。

理由 1 (再掲)

これまでの政府による障害者実態調査において、障害当事者本人の所得状況の実態を把握したものは皆無である。就労・雇用ならびに所得保障を検討するにあたっては、この機に正確な実態を浮き彫りにすべきであり、また国民生活基礎調査の結果との比較検討をおこない、「障害者権利条約」の「他の者との平等」の観点から検証する必要がある。そうでなければ、「障害者権利条約」の水準にかなった国内法・制度の整備課題は明確にならないためである。

提言 2 (再掲)

障害当事者の雇用及び実質賃金・就業時間等の実態調査の実施

理由 2 (再掲)

障害者雇用に関する政府の公表データは、実雇用者数も含まれるが、それにはダブルカウントが含まれており、我が国の障害当事者の真の雇用実態は明らかにされていない。また就業時間や賃金水準、職業満足度等についても、未だ明らかにされたことはない。こうした実態を明らかにすることは、新障害者基本計画を策定するうえで、きわめて有効なデータとなる。

提言 3

障害のある人の家族の実態把握。

理由 3

高齢化した家族の介護の実態、経済的な扶養の実態など、障害者計画の立案には必須である。

○竹下 義樹委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言 2

障害者が自営業を営む場合に、職場介助者に準じた就労支援策を創設する。

理由 2

雇用されている者には職場介助者制度が存するが、自営業者にはそうした制度は存しない。自営業者（たとえば視覚障害者が鍼灸マッサージを開業している場合）にとっても各種書類の作成や事業所内の衛生管理、受付業務などにおいて介助者が必要である。また、出張の際には、介助者が不可欠であるにもかかわらず、それが営利活動であることを理由に、視覚障害者に対する同行援護事業は適用されていない。

追加提言 1

自営業によって経済的自立と社会参加を目指す障害者を総合的に支援する施策の実施

追加理由 1

障害の特性によっては雇用という形態による就労が困難であるため、1人ないしグループによる事業化によって経済的自立を目指すことが珍しくない。また、視覚障害者の場合、鍼灸マッサージ師や音楽家として自立するケースが多い。そうした障害者のために、職業的自立に向けた訓練、起業のための経済的支援、雇用における職場介助者に準じた補助者の派遣（受付業務や書類の作成、外出における介助など）などの実施が必要である。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

追加提言 1

自己決定権を保障するための経済的自立

追加理由 1

所得が保障され、可能な範囲での経済的負担という経済的条件が確保されなければ、自己決定権は存在しえない。「働く」という形式での社会参加ないし社会貢献、あるいは自己実現は、職種や就労形式が自ら選択できることによって初めて実現する。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

追加提言 1

障害者で自営業者あるいは企業の経営者の職種や人数を把握するための調査

追加理由 1

これまでに現に自営ないし起業によって自立している障害者の実態を把握することにより、そうした形式による所得保障と社会参加の有用性を実証する。

追加提言 2

障害者の自営業者、あるいは企業経営者が、起業ないし事業継続において求めている支援の内容を調査する。

追加理由 2

現に起業ないし自営業に踏み切った障害者が苦しんだ実態や必要としているニーズを把握することによって、今後必要とされる政策を明確にすることができる。

○百瀬 優委員

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言 1

障害者の所得保障（年金・手当等）の充実と見直し

理由 1

現時点で、障害者の所得水準は総合的に低い状態に置かれていること、障害者が最も求める福祉サービス等の一つが所得保障であること、障害者に対する年金や手当の給付費の規模が国際的に見ても小さいことなどから、障害者の所得保障（年金・手当等）の充実は、根幹的で全体に関わる政策課題である。一方で、高所得障害者に対する年金給付や障害年金の非課税措置など、その必要性を見直すべき施策も存在すると思われる。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言 1

障害年金の現行制度改善の検討規定

理由 1

『障害者制度改革の推進のための第二次意見』等では、新年金制度導入の議論とセットで障害者の所得保障のあり方について検討を行うべきとされている。しかし、現時点で、新年金制度導入の議論において、障害年金が取り上げられる兆候は全く見られない。また、今後、新年金制度が実現できなかった場合には、障害年金の現行制度改善は、取り残される形になる。それゆえ、新年金制度導入の議論とは切り離して、現行の障害年金について、認定基準・方法、給付水準、加算制度、制度間格差などの面での改善を検討する必要がある。

提言 2

年金を受給していない障害者に対する所得保障の検討規定

理由 2

拠出要件を満たせずに無年金となっている障害者であっても、同居家族の存在から、生活保護を受給できないケースが少なくない。このような状態は、本人も含めて家族の困窮をもたらす可能性が高いため、生活保護の見直しや特別障害給付金の拡大も含めて、年金以外の方策での救済措置を検討する必要がある。また、障害ゆえに就労が困難であっても、年金の認定基準を満たせずに無

年金となっている障害者に対して、認定基準・方法の見直しや労働政策との連携も含めて、所得保障のための施策を検討する余地がある。

提言 3

障害年金生活者支援給付金の監視規定

理由 3

年金以外の方策による障害者の所得保障の充実のひとつである「障害年金生活者支援給付金」について、平成 27 年 10 月からの着実な実施を監視する必要がある。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

提言 1

無年金障害者数の推計値の更新

理由 1

障害要件を満たしていても障害年金が支給されない無年金障害者数は、12 万人と公表されている。この数値は、国会での政府参考人の答弁によれば、「平成 8 年」の身体障害者実態調査等を基にした推計値である。現在の特別障害給付金の効果を検証する上でも、今後の救済措置のあり方を検討する上でも、無年金障害者数の新たな数値の推計が強く求められる。

提言 2（再掲）

年金を受給していない障害者の生活実態調査

理由 2（再掲）

前回に引き続き今回の基本計画の中に「年金を受給していない障害者の所得保障の検討」を規定するのであれば、その検討を進めるための前提となるデータが求められる。例えば、いわゆる無年金障害者のみならず、障害状態不該当とされた者も含めて、無年金となった理由、就労状況、居住状況、経済状況、生活上の不安などに関する実態調査が必要である。

○松井 亮輔オブザーバー

1. 根幹的で、全体に関わる政策課題

提言 4

稼働収入だけでは生計を立てることが困難な障害者への賃金補填の制度化を含む、所得保障制度を拡充すること。

理由 4

稼働収入だけでは（あるいは、障害基礎年金などと合わせても）最低生活費を賄うことが困難な障害者が、地域において他の者と平等に人としての尊厳にふさわしい自立した生活ができるよう、賃金補填の制度化を含む、所得保障制度の拡充が図られるべきである。

2. 新基本計画に欠いてはならない政策要素

提言 1（再掲）

来年 4 月に施行される障害者総合支援法の 3 年後の見直しを着実かつ計画的に実施すること。

理由 1（再掲）

同法の 3 年後の見直しにおいては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（骨格提言）で提案された、新たな就労支援の仕組み、ならびにその仕組みに伴う労働法規の適用、賃金補填、仕事の安定確保、および人的支援などの有効性を検証するための試行事業の実施に向けた検討が求められる。

追加提言 1

短時間労働に従事する障害者にも社会保険を適用できるようにすること。

追加理由 1

社会保険に加入できない短時間労働に従事する障害者などは、国民健康保険や国民年金などに加入することになっているが、保険料が払えず、無保険となっている者が少なからず見受けられるため。

追加提言 2

多様な就業機会の創出を積極的にすすめること。

追加理由 2

障害者が他の者と平等に労働・雇用に参加できるようにするため、雇用機会

を質量ともさらに拡大するとともに、働く場の選択肢を増やすため、ソーシャルファーム、コミュニティビジネス、協同労働の協同組合、社会的事業所、社会的雇用事業所など、各地での先駆的な取り組みを財政的、技術的に支援するなどにより、障害者などにディーセントワークを提供しうる、多様な就業機会の創出を積極的にすすめること。

3. 収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証に耐えられるようなデータ。その中には国民一般との比較、国際比較なども。またデータの収集方法なども案があれば）

提言1（再掲）

改正障害者基本法の定義に基づく、労働年齢の障害者の就業実態調査を定期的
に実施すること。

理由1（再掲）

労働年齢の障害者全体（および男女別、障害種別）の就業実態（就業率、就業形態、稼働収入など）を的確に把握するには、改正障害者基本法の定義に基づく、労働年齢の障害者の就業実態調査を定期的
に実施する必要がある。

提言2（再掲）

改正障害者基本法の定義に基づく、労働年齢の障害者の雇用実態調査を定期的
に実施すること。

理由2（再掲）

障害者雇用率制度に基づいて雇用されている障害者は、その対象が限定されていることから、労働年齢の障害者全体（および男女別、障害種別）の雇用実態を的確に把握するには、改正障害者基本法の定義に基づく、労働年齢の障害者の雇用実態調査を一定規模以上の事業所を対象に定期的
に実施する必要がある。

提言3（再掲）

全国民のなかでの障害者の経済活動や生活実態を明らかにする基礎データの整備

理由3（再掲）

改正障害者基本法の定義に基づく、障害者の雇用・就労施策の在り方を他の者と比較して、検討するには、全国民のなかでの障害者の経済活動や生活実態を明らかにする基礎データの取得が不可欠である。そのため国の基幹統計調査（国民生活基礎調査など）において障害の有無を尋ねる設問を入れた全国調査を実施すること。

提言 4（再掲）

日本の障害者の雇用・就労施策の在り方を国際比較により検討すること。

理由 4（再掲）

日本の障害者（男女別、障害種別）に対する雇用・就労施策の方向性や妥当性などを国際比較により検討するため、OECD などが実施している障害に関連する国際調査に積極的に参加すること。

